

## 田中逸平とイスラーム研究所

イスラーム研究所主任研究員 柏原良英

### はじめに

当研究所では、毎年の恒例行事として田中逸平の命日である9月15日に東京の白金の日光山重秀（ちょうしゅう）寺にある田中氏の墓を訪問しイスラームの行事としての墓参を行っている。これは当研究所が設立されて以来毎年行っているもので、参列者による墓の清掃と献花の後、クルアーン・ヤスィーン章の朗誦とドアー（祈り）を行い故人の冥福を神に祈るものである。今年の墓参は、台風18号がやってくる前日で、午前中激しい雨が降ったが全員が集合した11時には雨も小降りになり時々晴れ間ものぞくまで回復してくれていた。田中氏の墓前ですべての行事が終わると一年の区切りと同時に次の一年への力を与えられたような気がする。この墓参が恒例行事となっているのには、当研究所の設立理由と関わるものがあるからである。

### 田中逸平とイスラーム

田中氏は、拓殖大学の第一期生として大学の歴史上名誉ある立場にあった人物であるばかりでなく、氏は中国に渡り、当時の日本ではほとんど知られていなかったイスラームと出会い、大きな影響を受けた。そして自らその信徒となってその正しい姿を体現し日本に広めることを使命とする道を選ぶことになった。その覚悟は、二度に渡る決死のマッカ巡礼の実行に見られる。イスラーム教徒にとってマッカ巡礼は、一生に一度それも体力とお金に余裕のある者に限って義務付けられていて、出来ない者には義務とならないものである。これはすべての成人イスラーム教徒に義務付けられる礼拝などと異なるものである。それは、かつて交通手段の発達していなかった時代では、マッカへの巡礼がいかに厳しく死をも覚悟して行なわれていた行事で、生半可な気持ちで出かけるものではなかったからである。その厳しい困難な旅を2度までも行なった田中逸平の使

命感はいかばかりのものであったか。事実、2回目の巡礼を果たした後、しばらくして昭和9年9月15日53歳で彼は、神のもとへ召されたのである。拓殖大学が、戦後再びイスラーム圏との接触のきっかけとなるインドネシア語やアラビア語といった言語をどこよりも早く教育に取り入れ、関係を深めて行けたのは、田中逸平の思いを受けて彼の戦前に蒔いた種があったお陰であると言えるであろう。そしてその種は、多くのアラブ圏への留学生を生み、そこでイスラームを学んだ学生たちを再び大学に集め、その知識を生かし日本社会に役立てるために設立されたのがイスラーム研究所である。

### イスラーム研究所と田中逸平

今、日本は、否応無くイスラームと向き合わざるを得なくなっている。それは戦前、日本が垂細垂に進出していったイスラームの存在と向き合わざるを得なかった状況に似ていると言える。その時、田中逸平の取った行動は、イスラームを正しく理解し、日本人にそれを伝えることによってイスラーム社会との交流を深めることだった。その精神を引き継ぎ日本社会にそれを伝えることこそ田中逸平

を生み出した拓殖大学の努めであり、イスラーム研究所の存在理由でもあることを毎年のこの墓参を通して確認しているのである。

### おわりに

ちょうど2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることに決まったというニュースが伝えられた。このことは、将来世界の人口の3人に一人がイスラーム教徒になると予想されている状況の中で、日本がそれらの人々をいかに受け入れるか、

どのように安心して滞在してもらえるかという問題に国を挙げてその体制を整えていかざるを得ない状態がすぐそこまで迫ってきていることを意味する。それは誰の目にも明らかである。そのような中、当研究所もそのための基本としてのイスラームの理解と普及になお一層、協力していくことが努めであると考えるのである。



田中逸平の墓前にて

## 田中逸平のイスラーム信仰

イスラーム研究所長 森 伸生

### はじめに

田中逸平の言葉には修行という信仰に基づいた行為を伴った積み重ねがある。言は言、行は行ではなく、言行が一体になっている田中逸平の人生がそこにある。田中逸平におけるイスラーム信仰の形成の道程を、田中逸平の生きた軌跡の内側から、つまり彼の論稿に盛られた言葉から明らかにしていく。そのことによって、田中逸平というムスリムの日本イスラーム史における存在意義を見出すことができる。

### 1 田中逸平のイスラーム入信に至る遍歴

#### (1) 宗教的環境

イスラームに至るまでの田中逸平の宗教環境についてみれば、それは、少年時に神道禊教の修法を受け、耶蘇教の片鱗を学び、内村鑑三の聖書の研究を20年通読した。この通読は他の修行と並行的に同時に行われていた。しかも、田中家の宗門は臨濟禪である。加えて少年時の教育は漢学塾にて学んだ。そして、支那殊に山東にて道教について学んだ。

#### (2) 社会的環境

大正3年(1914年)8月、第一次大戦の勃発と同時に、33歳の田中逸平は、陸軍軍属として、青島方面に出征した。戦後には、青島にて現地の治政に貢献した。この頃から逸平は、儒教への関心をさらに深めていた。

逸平は済南に居を定め、言論活動に従事し始め、大正6年(1917年)2月、済南日報社を設立して、8月末に『済南日報』を刊行した。大正8年(1919年)5月には、済南日報社を辞した。

そして、これまでの半生について、逸平は以下のように評し、自らの社会環境を否定的に言っている。

「或いは軍政に従事し、或いは革命運動に投じ、又漢字報を興して齊魯の文権を握り、或いは学校を設けて教育の業などに与りし予は未だ決して私心を以て事とはせなかつた。然るに自らの不徳か、時の非なるか、我が軍官憲には退去処分を以て追われ、外務当局よりは意外の処分を受け、予の公生涯は一先ず葬られた」<sup>i</sup>。

#### (3) イスラームとの遭遇

そういった状況の中でイスラームに遭遇するわけで、田中逸平はイスラーム社会で個人にも社会にもイスラームの信仰と行を感知していた。イスラーム教徒との接触に関して、次のような逸平の述懐がある。

「願れば明治35年夏年少若干の志を抱き北京に行った。余の北京行は極めて不快なる歳月を送った、只時に閑を盗みて近くの回教寺院に遊んだことが、当時の余に一種の慰安と親みを齎した」<sup>ii</sup>。

だから、逸平はモスクに通うことを通じて、イスラーム社会に親しみを感じ、安堵感を感じ、「以来20年道を求めざるにあらず、教えを聴かざるにあらず、自ら修めざるにあらず、而かも皆是れ失敗と悔恨との事のみであった。自己の弱くして、人の頼むべからざるを感じた。かかる時にムハマッドの剣とコロアンとを以て立てる姿を度々冥想した。仏教に於て不動尊を予の心の対象とせしが如く、ムハマッドを思った」<sup>iii</sup>。これは彼の心情をよく表わしている。

そして続けて、

「余の濟魯10年の生活は人の之を知らざるも天の之を知るあるべし。只是れ回教問題に触れるための10年であったのだ」<sup>iv</sup>。

逸平にとって、濟魯の10年はイスラームを知るための10年であり、いかに重要であったかを言っている。

そこで、彼の一つの決意として、

「宗教問題に触るにはナマヤサシキ事ではいけぬ。只夫れ捨身の業だ。換言すれば、人格より神格の発露がなくてはならぬ」<sup>v</sup>と、その覚悟のほどを語っている。

#### (4) 理念としてのムハンマド

田中逸平が、信仰としてのイスラームをどのように考えていたか。このとき既に「実在としてのムハンマドではなく、理念としてのムハンマド」、「アッラー自ら天地を創造するのではなく、まずムハンマドの光を創造して、後にムハンマドの実在を借りて創造する」という、このような一つのムハンマド像というものが彼の心の中にあつたのではないか。

それゆえに、「かかる時にムハマッドの剣とコロアンとを以て立てる姿を度々冥想した」<sup>vi</sup>との言葉になって表れている。

なぜそのような形ができあがったのか、当然それは中国イスラーム思想家劉介廉(1669-1764)の書物との遭遇による。特に劉介廉の『預言者伝』を訳したことにより、ムハンマドの実像に触れ、そしてムハンマドの理念を自分なりに理解していったのだと思う。

#### (5) 田中逸平が劉介廉を評価したのは回儒という生き方

田中逸平がもう一つ劉介廉についてすばらしさを感じたのは、回儒つまり回教と儒教を併せ持った考え方ができるということである。そうした生き方に非常に興味を抱いたところがある。

だから、回儒学者としての劉介廉について、「支那に於ける回教発達上に寄与する無きに非ずといえども、介廉を以て其の雄なる者と為すに異論あるべからず」<sup>vii</sup>と言っている。つまり、支那にイスラームが定着した原因の一つとして、逸平はイスラームと儒教の習合にあると考えていたわけである。先行していた先人による二つの習合の到達した内容をさらに進めて、完成の域にまで達した人物が劉介廉だった。

逸平の回儒への理解が次の一文に表れている。

「支那に入てよりは、之を他の諸地方に比して、著しく回儒二教の習合的傾向を生じ天方聖人(ムハンマド)の道は、則ち周公孔子の道と何等相反する者に非ず、中国の古道は則ち天方(アラビア)の古教と一致する者なることを闡明するに至て、漢民族中の有識者も、反て回教に入る者あるを覩るに至れり」<sup>viii</sup>

劉介廉がイスラームと儒教の習合を深化させたという点において、中国でイスラームの定着がなされていったと述べ、そこに逸平は大きな関心をもったと思われる。さらに、劉介廉の業績が儒学を研究する上でも非常に役に立つと考え、それを述べている。

「儒学を研究する上にも、介廉の学を以て之を参考とするは、之を王陽明の学を以て、儒学を発明すると等しく、支那文化の根本研究の上に資すること、決して鮮少に非るなり」<sup>ix</sup>。

「儒学を研究する上にも、介廉の学を以て之を参考とする」の次に、「之を王陽明の学を以て、儒学を発明すると等しく」という指摘は興味深いものがある。儒学とは何かについて様々な理解の仕方があると思うが、王陽明は、昔は言わなかった儒学の精髓を再発見したと見られているから、介廉の学はそれと同じようなことだとい

う意味であろう。劉介廉を知ることによってイスラームだけではなくて、儒学本来の形を知ることができる」と示唆しているわけである。

そこを逸平は、儒学を研究する上でも非常に重要なことであり、「支那文化の根本研究の上に資すること」と記した。

劉介廉の著書には万巻の書があるけれども、その内、『天方典禮』、『天方性理』、『天方至聖実録年譜』が逸平の注目した書である。『天方典禮』は一つの行の法であり、『天方性理』は神学の法というか、これは哲学になる。

スナ派から考えた場合、神学とは言えない。井筒俊彦らが問題にしている形而上学とか、アッラーの向こう側に一つのアッラーのいない無の世界を前提にしているとか、そのような議論であるから、哲学になる。

イスラームの基本的な流れからしたら、イスラームの行、神学、そしてもう一つの『天方至聖実録』がムハンマド伝（預言者伝）で、この三つを学ぶことによってイスラームを理解することになる。

更に逸平は、「天方の文字を解せざる者も、此三書に依て回教を知るに遺憾なかるべし」<sup>x</sup>と述べている。この三つの中で特に重視したのが『天方至聖実録』である。イスラームに入信した後、さらに『天方至聖実録』即ちムハンマドという実像と理念が彼を動かしていったのだと考えられる。

## 2 田中逸平によるイスラームへの決意

### (1) イスラーム受容決意の契機

田中逸平のイスラーム受容決意のきっかけは関東大震災である。逸平は西へ行く決意が湧き起こってきた心情を、大正12年9月1日に起こった関東大震災に起因していると述べている。

「唯此度の震災に会して思わず痛快を連呼した。之は決して呪詛の声ではない。残忍なる嘲笑でもない。実に我が道未だ亡びず、否、是よりして神州日本の眞の建設が興るであろうとの、直感より発せし歡喜の叫びであったのである」<sup>xi</sup>。

つまりは大正維新に期待していたが、全く世の中が改善される気配のないことに落胆していた。ところが、関東大震災が起きたことで、これを一つの契機として日本が生まれ変わるといふ望みを持つに至り、日本の中で改革をそのまま起こすであろうという人々が出てきたということで、その人たちに日本は任せて、自分は外へ出るという決意をした。

### (2) アホンからの伝授

田中逸平は中国に渡ってから、イスラームについてアホンから伝授を受けた。逸平は師弟相伝で学を修めることを旨としており、「眞に道を求めんとせば師に付かねばならぬ」<sup>xii</sup>と説いている。これはイスラームそのものの考え方で、特にスーフィズムのタリーカという神秘主義の教えでは、師弟相伝は最も基本的な学び方になる。

学問とは本から学ぶのではなく、体験的に学んでいくものであり、それは師から弟子へと伝授されていくものでなければ、眞に道を究めることができない、と逸平は考えていた。これが逸平の学び方の根幹にある。

その後で彼はイスラーム理解について述べている。まずアッラーについては、「アルラホの独一无二にして」<sup>xiii</sup>と述べ、ムハンマドについては、「ムハンマド聖人は明白に人であって主ではない、と明言している。キリストも聖人の一人であって主ではない」<sup>xiv</sup>と述べている。このことから、逸平が主、預言者を基本的に理解し、イスラームの信仰のあり方を素直に受け入れていることがわかる。

信仰生活においても、ムスリムの信仰生活として、天道五功、人倫五典をあげている。天道五功とは一、眞主を念ずること、二、眞主を礼拝すること、三、済戒、四、布施、五、マッカ巡礼であり、イスラームの五行である。人倫五典とは、君臣、父子、夫婦、昆弟、朋友の道のことである。

そして、逸平は「天道五功、人倫五典を修して道を成すは何等儒教に反するところはない。何等皇国の道に背く所は無い」<sup>xv</sup>と言い、イスラームと儒教、神道の修行、行動、道徳倫理の同一性を述べている。

### (3) イスラーム信仰宣言

以上のような過程を経て、田中逸平は大正13年（1924年）1月11日、支那山東省済南府南大寺にてアホン曹鳳麟のもとでイスラームに入信した。その時の心情を「余の回教入信は決して一時の道楽でも気紛れでもない。又政策でも研究でもない、之を語れば因縁は長い」<sup>xvi</sup>と述べ、「東京大震災に遭遇して、神と人生とに対する心眼が開けた」<sup>xvii</sup>と言っている。

逸平は預言者ムハンマドへの思いが強く、ムスリム名を「ノール・ムハンマド」（ムハンマドの光）という名をつけてもらったことを大いに喜んだであろうと思う。

ムハンマドへの心情は、異国での国威回復に対する決意の言葉の中にも表れている。

「而して、余のいと弱き一身も、微々たる一生も神を信じ、モハメッドの人格を畏敬しここに一個の勇者となりて、武蔵野の一土塊たる余が、その使命の幾分なりとも達成せねばならぬ」<sup>xviii</sup>。

ムハンマドの教えをそのまま実行すれば、一つの国がイスラームの導きによって成立するという考えが彼の中にはあったようだ。

劉介廉の大著『天方至聖実録』20巻を訳したことによって、預言者ムハンマドの生き様に学ぶべくものがあると悟り、それは預言者ムハンマドの「生きたいように生きていけば必ず神助を得て、神の意思に沿った国を建設できる」という信念であった。

- 
- i 田中逸平「白雲遊記」四章
  - ii 「白雲遊記」九章
  - iii 前掲書
  - iv 前掲書
  - v 前掲書
  - vi 前掲書
  - vii 田中逸平「支那回教の発達と劉介廉」四章
  - viii 「支那回教の発達と劉介廉」一章
  - ix 「支那回教の発達と劉介廉」二章
  - x 「支那回教の発達と劉介廉」二章
  - xi 「白雲遊記」序
  - xii 「白雲遊記」十章
  - xiii 「白雲遊記」十章
  - xiv 前掲書
  - xv 前掲書
  - xvi 「白雲遊記」九章
  - xvii 前掲書
  - xviii 「白雲遊記」九章

## イスラームにおける人権

イスラーム研究所長 森 伸生

### イスラームによる人権の考え方

#### 1) 「人権」言語の導入

「人権」はアラビア語で「フクーク・アルインサーン」（人間の権利）と訳されるが、古典イスラーム法学書では、刑法において人間の判断に任される刑罰である。例えば、殺人罪や傷害罪である。被害者や被害者の遺族は、同害報復刑による死刑執行の要求、賠償金の請求、放免の中から選択することができる。これに対して、アッラーが定めた刑罰がある。これは「フクーク・アッラー」（アッラーの権利）と呼ばれている。施政者にも被害者にも赦す権利のない刑罰である。例えば、窃盗罪による手首切断刑、姦通罪の石打ち死刑、飲酒罪の鞭打ち刑などである。これはハッド刑（固定刑）と呼ばれている。明らかに、現在、西欧で言われている「人権」とは違う意味であることがわかる。

つまり、イスラームにおける西欧の「人権」言語は「民主主義」と同様に新たに導入された言語である。そこで、イスラーム学者は西欧の人権の規定に従えば、イスラームの理念を損なうことになると考え、西欧の「人権」言語を用いながらイスラームにおける人権のあり方を主張している。

#### 2) 預言者の説教にみる人権の在り方

イスラームには人間の価値、尊厳を認める教えがあると主張されている。人権の基本は預言者ムハンマドの「別離の説教」に簡潔に見ることができる。多くのイスラーム学者によって指摘されている。632年3月（ヒジュラ暦10年12月）、ムハンマドは自ら陣頭指揮を取り、巡礼を挙行した。この巡礼は彼の生涯で最後の巡礼となるので「別離の巡礼」と呼ばれる。ムハンマドは巡礼の一地点であるアラファ平原の慈悲の山で「別離の説教」を行なった。この説教は簡潔にイスラームの理念を要約し、「クルアーン」の教えの何たるかを指示している。サウジアラビアのアブドルアジーズ国王大学元研究員ラシャー・マンズリー氏が「別離の説教」から7つの言葉を導き出し、人権について簡単に説明している<sup>1</sup>、ここに、その7つの言葉と同氏の説明をもとに「世界人権宣言」との比較を行いながら、イスラームにおける人権を明らかにする。

- ①基本的人権：「人々よ、あなた方の生命と財産と尊厳は、この国の、この月におけるこの日の神聖さほどに神聖で冒すべからざるものである。」（預言者の言葉）この言葉にあるように、イスラームは人間の生命・財産・尊厳を不可侵とし、それらを保護されることは信徒の基本的権利として、さらにそれらを保障することは社会の責任とした。これは、「世界人権宣言」に述べられている人権の不可侵性と同じことである。
- ②平等、差別の禁止：「人々よ、（イスラーム以前の）無明時代の誇りは廃棄された。」（同言葉）この言葉には「世界人権宣言」における第1条、第2条に相当する内容が含まれている。つまり、イスラームにおいて、無明時代に誇りとしていた出身、財産、門地、地位、性によって人間は差別されないとした。なぜならば、「人々よ、あなた方の主は1つである。そしてあなた方の父も1人である。全ての者はアダム（アダム）につながり、アダムは土塊から

創られた。実に主のもとで最も貴い者は、かれを最もよく畏れる者である。」（同言葉）とその理由があげられる。人間の出自は一つであり、それはアダムである。ゆえに、人間に差はなく、差があるとすれば敬神の念だけであるとした。さらに、「人々よ、あなた方の女性あなた方に権利を有し、彼女らにはあなた方に対しての権利がある。女性たちに関して主を恐れ、彼女らに良くしてやるのだ。」（同言葉）と夫婦の権利が相互にあることが示され、特に、女性の尊厳を護らなければアッラーからの罰があると、非常に強い口調で語られている。ここからも、イスラームがいかに女性の尊厳を大切にしているかが理解される。

- ③権利の保障：「人々よ、信仰者たちは兄弟である。それゆえ私の亡き後に、互いの首をはね合う不信仰に舞い戻ってはならない。」（同言葉）ここでは、同胞愛は共同社会の基盤であり、相互扶助により個人個人の生活の権利を保障していることが言われている。それは「世界人権宣言」第1条で人権は「同胞の精神」つまり「人類愛の精神」を通じて実現できると示唆されていることと同じである。
- ④社会的権利の保障：「人々よ、無明時代のリバー（利子）は廃棄された。」（同言葉）では、リバーを禁ずることにより、イスラーム社会は経済活動の公正さ、経済的機会の平等さを保障する社会であることが示唆されている。これは経済活動を例に取り上げているが、社会活動全般について同様な考え方であり、「世界人権宣言」にあげてあるすべての社会的権利に通ずることと見なされる。そして、「人々よ、私は私の亡き後もそれにすがっていれば、決して道を誤らないところのものをあなた方に残した。それはクルアーンとスンナ（預言者の言行）である。」（同言葉）の言葉に示されているように、社会的権利の在り方について信徒に指針が残された。しかし、預言者はそのことによって思考を硬直させようとしたのではない。預言者はクルアーンとスンナを残しただけであり、信徒がその後の時代にあった解釈をして、個人の行動、家族のあり方、社会の方向性、国家の統治の仕方を決めていくようにとしている。つまり、そこにはクルアーンとスンナを基盤とした発言の自由、思想の自由についてのことをも言っていると思われる。

このように、「世界人権宣言」における基本的考えはすべて預言者ムハンマドの「別離の説教」のなかに見いだすことができる。

#### 3) イスラームにおける人間観

「人権」とあるからには、イスラームが人間をどのように捉えているかを見ることによって、イスラームによる「人権」の捉え方が明らかにされる。

イスラームでは被造物の中で人間を最も尊敬されるべき存在とされている。なぜなら、アッラーが自ら創造して、自らの聖霊を吹き込んだ（クルアーン32章7～9節）ことによる。また、アッラーは人間を地上の代理人として創造した（2章30節）とあり、これによって人間は大地や自然を保護する責任を負わされていることになる。さらに、アッラーは人間にサジダ（平伏）をするように天使たちへ命令を下している（2章30～34節）。そして、クルアーンの一節「われはアダムの子孫を重んじて海陸にかれら運び、また種々の良

い（暮らし向きのための）ものを支給し、またわれが創造した多くの優れたものの上に、かれらを優越させたのである。」(17章70節)によって他の被造物よりも優位な存在であることを明らかにした。

人間は尊敬される存在であるだけでなく、義務を課された存在であるともしている。クルアーンに「本当にわれはかれを試みるため混合した一滴の精液から人間を創った。それでわれは聴覚と視覚をかれに授けた。」(76章2節)とあり、常に人間は試練に立たされている。

そして、人間は不義性のある存在であるとも見られている。クルアーンに「(ムハンマドよ) アーダムの二児の物語の真実を民に語れ。かれら両人が犠牲を捧げた時、一人(アベル)は受け入れられたが、外(カイン)は受け入れられなかった。(カイン)は言った。『わたしはきっと御前を殺してやる。』かれ(アベル)は言った。『アッラーは、唯主を畏れる者だけ、受け入れられる。』」(5章27節)とあるように、人間の本質には不義な一面や、利己的な面がある。

以上のように人間は尊厳を守られるべき存在であるが、同時にアッラーから義務を課され、さらにその本質から、悪事を行い、法を超えることがあるゆえに、アッラーの規範を必要とする存在と捉えられている。

#### 4) 人間に与えられた自由

イスラームでは人間は尊敬されるべき存在であるが、それと同時に、規制を必要とする存在であるとも見られている故に、人間に与えられた自由はイスラーム法により規制された自由となる。規制の基本は「危害を加えること、互いに危害を加えあうことのいずれもあってはならない。」(預言者の言行)であり、他人も自分自身をも害さない範囲での自由である。イスラーム社会の統治者は人々の権利とイスラームの合法的な自由を実現させる制度を構築する義務を負うことになる。ここで、「世界人権宣言」における信教の自由に関して、先に挙げたようにサウジアラビアは反対意見を唱えている。イスラームでは、クルアーンに「宗教には強制があってはならない」(2章256節)、「あなたがたには、あなたがたの宗教があり、わたしたちにはわたしたちの宗教がある」(109章6節)とあるように、イスラームに入るのに強制があってはならないが、イスラームからの改宗は認めていない。イスラームの棄教は来世にて地獄との裁定があることから、イスラームでは信徒を地獄から護る責任があるとしている。

#### 5) イスラーム法と人権

イスラームにおける人権の在り方を考えるために、イスラーム法の特徴からその一部をあげる。

- ①主権在神：イスラーム法の立法権はアッラーにのみ属する。その法源は預言者ムハンマドに下されたアッラーの啓示と預言者ムハンマドのスナ(言行)である。信徒はその解釈と適用を行うだけである。
- ②属人法主義：イスラーム法の適用範囲はウンマ(イスラーム共同体)であり、その構成員の信徒はどこに居住していてもイスラーム法に拘束されることになる。
- ③来世の賞罰：イスラーム法では来世における賞罰が基本である。現世では、生活や社会制度を保護するための措置として罰則が存在する。宗教儀礼の規範に違反した者に対しては来世での懲罰だけが存在するが、犯罪に対しては現世での刑罰も定められている。

④福利の実現：イスラーム法の規範は現世と来世における人間の福利の実現と、害の阻止を基本にしている。人間の福利を守るためにイスラーム法の規範は個別的な規範と、基礎的な原則としての規範に定められている。個別的な規範には、教義の規定、宗教儀礼の規定、倫理道徳の規定、私的関係の規定、刑罰に関する規定などがある。諸状況に対応するための基礎的な原則としての規範には、統治における諮問の原則、法の前での平等の原則、公正の原則、「害を与えることもなく、互いに与えあうこともない」原則に関する規範などがある。

⑤義務と禁止の体系：イスラーム法は義務と禁止の法体系であり、人の行為を5範疇に分け賞罰の対象を明確にしている。義務行為(ワジブ)：アッラーが人間に義務として命じた行為であり、それを行えば来世にて報奨を得、怠れば罰を受けることになる。例えば、礼拝、契約の履行など。

禁止行為(ハラーム)：アッラーが禁じた行為であり、それを行ったならば罰を受ける。例えば、私通、窃盗など。

推奨行為(マンドゥーブ)：アッラーが推奨している行為であり、それを行わなくても罰を受けることは無いが、行えば報奨を得る。例えば、義務の礼拝の後の任意の礼拝など。

忌避行為(マクルーフ)：アッラーが忌避を求めている行為である。行っても罰はないが、行わない方が良い行為。例えば、正当な理由のない離婚など。

許容行為(ムバーフ)：アッラーが人間に実行の選択を委ねている行為である。賞罰を伴わない行為である。例えば、一般生活の行為。

⑥抑止力：イスラーム法を遵守させる力は信仰である。人定法の制度では、人々はいかにして制度から抜けようかと図るが、イスラームでは、現世と来世の二つの懲罰があり、来世の懲罰からは決して抜けることができないので、イスラーム教徒は現世の制度を守るようにする。

以上のイスラーム法の特徴から理解できることは、イスラーム教徒はイスラーム法から逃げることができず、現世と来世の幸せを得るためにイスラーム法を遵守しなければならないことである。そのことはイスラーム教徒にはイスラーム法を知り、遵守する権利があるということであり、それをイスラーム社会に求める権利があるということである。イスラーム社会がその要求に応えることができない状態のときに、イスラーム的人権の要求としてイスラーム主義の主張へと発展していることが理解される。

つまり、イスラームにおける人権はイスラーム教徒が人間として人間らしく生活するために必要なイスラーム法を遵守する権利といえる。ゆえに、イスラーム法をアッラーから授かったイスラーム教徒にとって、人権はアッラーから与えられたものであり、預言者時代から存在し、一方、西欧の人権は革命と戦いによって勝ち取った権利である、とその違いをイスラーム学者は指摘する。

<sup>i</sup> 「人間の権利とは真実か欺瞞か？」 アラブ・イスラーム学院  
<http://www.aii-t.org/j/maqha/magazine/society/20060131.htm>

## 第15回RISEAP総会に参加して

シャリーア専門委員会委員 **新井卓夫**

6月15日～21日の7日間マレーシア・サラワク州の州都クチンの中心街にあるリバーサイドマジェスティックホテルにて第15回RISEAP（東南アジア・太平洋地区イスラーム布教委員会）の総会が開かれ、武藤・シャリーア専門委員会委員長と小職とで参加した。

RISEAPは1980年当時のマレーシアのトゥンク アブドゥラフマーン首相の提唱によって作られた組織で2年に一回の割合で総会が開かれている。今回の参加国は18カ国、約76名（EXCOメンバー（役員）16名、各イスラーム団体代表37名、その他23名）だった。

この総会に参加することでRISEAPに登録しているアジア・太平洋諸国（マルディフ共和国以東）の各イスラーム団体との交流が可能となり、今回も各国からの参加者と親交を深めることができた。開催期間は6月15日～21日の7日間ということだったが、15日出発の予定が機種のトラブルで16日にずれ、20日までの5日間滞在することになった。

まず17日に北、中、南の3グループに別れているRISEAP加盟メンバーでグループディスカッションが行われた。日本は韓国、台湾、香港、マカオと同じ北グループに所属し、それぞれの国の代表が、報告したが、日本のイスラーム事情については、とりわけ日本の宗教団体である日本ムスリム協会の現状報告を行った。この日の夕食会は市の迎賓館で行われた。

開会式は18日に行われ、そこでは、約300名の聴衆も参加するなか会長のハッジ・アブドルタイプ・マハムード氏が挨拶された。また各地区の副会長がレポートを行い北は韓国のバシール・キム氏がビデオを使い韓国のイスラーム事情をレポートした。また会長代行のリドフーン ウ氏（シンガポール ムスリム改革者協会の1988～2006会長）が執筆、RISEAPが発行した著書「多文化社会のイスラーム信仰」（326p）が発表され、参加者にも配布された。

翌19日は、引き続き行なわれた報告会で、2008年～2010年の会計報告、2011年～2012年の決算報告、2011年～2012年活動報告等の審議手続きが実施された。引き続き次期活動計画と予算の審議とその承認が実施された。

今回の総会では会長以下の役員（EXCOメンバー）の内、上位役員（副会長）の改選が行なわれた。RISEAP加盟メンバーは北、中、南の3グループに別れ各地と執行委員会から計4名の副会長を選出している。北グループでは協議の結果、韓国ムスリム連盟のバシール・キム氏を副会長に再任することにした。他の3地域グループからの副会長選出でも選挙（1名の候補者に絞れなかった場合は選挙による。）に至らず、そのまま留任となった。

以上で議場での総会行事は終了した。

翌20日はクチン市郊外のマスジド ジャメク にてズフルの礼拝をし、またマスジドのテラスにて参加者は昼食を共にした。またマスジドに附属する教育施設で子供へのイスラーム教育現場なども見学した。

これまでの運営に当たってはマレーシア・サラワク州知事（Chief Minister）のハッジ・アブドルタイプ・マハムード氏が1988年トゥンク アブドゥラフマーン首相から会長職を引き継ぎ今日まで、その運営には大変な努力をされている。



演壇のマハムード会長

## ベトナムの宗教とイスラーム

イスラーム研究所科学委員会委員長 **武藤愛二**

本年7月ベトナムへ旅行する機会があった。そこで何人かのベトナム人ムスリムからベトナムにおける宗教事情とイスラーム事情について話を聞くことができたので簡単に報告したい。

### ベトナムの宗教事情

#### ①公的に認められた6つの宗教：

ベトナムの総人口は、8千6百万人（9千万人に達するという説も）であるが、宗教の大勢は、仏教、道教、ローマンカソリックである。政府が公的に認めた宗教は6つで、人口比でみると、90%弱が仏教、10%弱がキリスト教（カソリック、プロテスタント）、残りは、ベトナム独自のカオダイ教（道高台：南部中心に100—300万人）とホアハイ教（道和好：南部中心に100—300万人）、そしてイスラームである。

#### ②ベトナム独自宗教（新興宗教）：カオダイ教（道高台）

カオダイ教は、混淆宗教で、儒教、道教、仏教、キリスト教、イスラームの教えを土台にできた新興宗教で、ホーチミン北西100kmのタイニン（西寧）に本拠を持つ。タイニン省の人口の7割がカオダイ教の信者とも言われている。

#### ③ムスリム事情：

ベトナム人ムスリムとして登録されている人数は、7万人程度しかいない。少数ではあるが故に、ムスリムコミュニティが、全国で5団体（ある程度の規模の地域組織として）あり、各団体が、互いに協力し、啓蒙活動を行っている。北部地区は、ムスリム人口も少なく、ハノイでは、25家族（80—85名）がベトナム人ムスリムとして登録されているにすぎない。

ベトナムでのムスリムの殆どは、中部地区、南部地区に居住している。ハノイで話を聞いたムスリムも、中部地区出身で、政府系組織に勤務することになり、ハノイに家族と居住することになったようだ。

#### ④ベトナムでのイスラーム信仰に関する考察：

話を聞いたムスリムたちは、それぞれ親類がタイ、マレーシア、インドネシア、スリランカにいたとの説明があった。ベトナム南部は、歴史的に交易場でもあり、西と東の交わりの場であった。中国福建におけるイスラーム伝来のように、彼らの祖先をたどるとすれば、交易を通じて、来訪した中東のムスリム達が居住し、イスラームの教えを残していったのではと思われる。

## イスラーム世界におけるウンマ（共同体）の変化

イスラーム研究所主任研究員 柏原良英

イスラームの特徴は、一般的な宗教の持つ信仰を中心とした精神的な価値観や倫理観を示す側面に留まらず、それを実社会のなかで実現させるウンマ（共同体）を持つことである。それは預言者ムハンマドがマディーナ（メジナ）にヒジュラ（移住）して以来、そこでマッカからのムハージルーン（移住者）と彼らを受け入れたマディーナのアンサール（援助者）からなるイスラーム共同体を作ったことから始まる。もしその共同体が、マディーナだけに留まっていたらそれは、多くの宗教集団の一つと同じものになって世界中に広がることも無かったばかりか、当時マディーナで力を持っていたアラブの有力部族やユダヤ人部族に滅ぼされる可能性もあった。その危機を乗り越え更にウンマを大きくアラビア半島すべてにまで広め得たのは、共同体の指導者である預言者ムハンマドを通して下される唯一なる絶対的な神アッラーからの啓示の実現を共同体の目標としたからである。それは、すべての人類に対する理想の共同体としてアッラーから示されたものでもある。

「あなたがたは、人類に遣された最良の共同体である。あなたがたは正しいことを命じ、邪悪なことを禁じ、アッラーを信奉する。」（3章110節）

したがって、ウンマの真の指導者はアッラーであり、その体现者が預言者ムハンマドである。預言者ムハンマドは、亡くなるまでにアラビア半島のほとんどをウンマの中にまとめ上げることができた。その後、人類に対する見本としてのウンマは、その後継者に手渡された。ウンマが、周辺の地域に広がっていくことは、ムハンマドによって具体的に示されたイスラームの理想社会が広まっていくことであり、その社会のリーダーは、カリフ（後継者）と呼ばれムハンマドの築き上げた共同体を守る責任を負わされた。

### 正統4代カリフ時代のウンマ

ウンマの指導者としてのカリフは、アブーバクルに始まりウマルとウスマーンとアリーに引き継がれた。その時、ウンマの構成員の合意によって選ばれたことにより、その後のカリフが家系によって受け継がれていったのと区別するところから、初期の4人のカリフを正統カリフと名付けて呼ばれる。この時代が特別視されるころは、ウンマの指導者としてカリフが果たした役割が純粋に預言者のやり方を踏襲しそれに付け加えることには慎重だったことだ。アブーバクルは、預言者の死後起こったリッダ（背教）の戦いで多くのクルアーン暗誦者が亡くなってもクルアーンを書物の形で保存しようとしなかった。それは預言者が行わなかったからという理由だった。このように初期のカリフには、預言者の実現した理想のウンマを守るという強い意志が感じられる。

### 正統カリフ以後のカリフ

アリーがカリフに就いた時、それに異議を唱えるウマイヤ家との闘争が起り、戦いに勝利したウマイヤ家が代々ウンマを率いるカリフを立てていくことになった。以降様々な王朝がウンマを率いることになったが、そこには象徴としてのカリフが存在し続けた。イスラーム共同体にカリフが存在する意味は、ウンマに属する人々が共通の価値観、倫理観を共有し互いに認め合ってそこで暮らせる保証を目に見える形で与えるものとしての象徴的な意味を持つものだった。多くの王朝でカリフは、ウンマを率いるという初期の役割は薄れ象徴的な存在になっていったが、ウンマはカリフを名目でも廃止することはなかった。それはウンマとしてのイスラーム社会が共通の価値観を持った社会であることを人々が求めていたことの象徴としてカリフを必要としていたからに他ならないのである。それは、ウスマーン朝の消滅とともにカリフが廃止されてからのイスラーム社会を見る時、その存在意義が理解できる。

### カリフ無き後のウンマ

トルコが西欧列強の圧力に負けて、イスラーム世界は植民地時代を経てそれぞれが独立国家となった。そこには国境が引かれ、かつてイスラーム教徒としての自覚しかなかった人々は、それぞれの国民としての意識を植え付けられていった。ウンマは、指導者としてのカリフを失い、その実態は個人個人の意識の中の存在になってしまった。共通の価値観と倫理観に支えられていたイスラーム社会は、それぞれの国家の望む国民像へと重点を移していかなざるを得なくなった。その代表的な例は、エジプトの故ナセル大統領の主張したアラブナショナリズムにみられるイスラーム世界に起きた民族主義であろう。植民地からの解放を果たした後、自分たちの誇りを取り戻すためにまず民族としての誇りを歌い上げることが国を統一するために必要であった。カリフのいないウンマは、すでにその中心を失い復興の目標になり得なかったのである。

### イスラームの復興とその影響

イスラーム諸国の多くは、独立後国民の大部分がイスラーム教徒であるにも拘らずイスラーム的価値観は一部に限定したままの国家運営を続けた結果、社会の矛盾が露呈し始めることになった。多くは、指導者の独裁による圧政で乗り切ってきたが、1979年のイランではイスラーム革命と言う形で、国民はイスラームの復興を選んだ。その影響は、イランだけに留まらずイスラーム社会全体に自分たちのアイデンティティーとしてのイスラームを求めさせる大きな力となった。それとは反対に各国政府は、イスラームの広まりを警戒しその動きを封じ込める方向へと動いた。結果、イスラーム勢力は力によってでもウンマの復興を果たそうとする過激な集団と、政治には関わらず貧しい人々を援助する奉仕活動を行なう集団に分かれていった。

### ウンマの変化

イスラーム共同体に大きな変化が訪れたのは、2011年からアラブ世界に始まった「アラブの春」と呼ばれる独裁政権の崩壊とイスラーム勢力の進出である。選挙によりエジプトとでは、イスラームグループのムスリム同胞団を母体とする「自由公正党」が与党第一党になり党首のムルシ氏が大統領に選ばれた。チュニジアでも議会選挙でイスラーム政党の「ナハダ」が与党になった。いよいよイスラームの理想とするウンマの建設が行われるかと期待されたが、ムルシ政権が発足して丁度1年目のエジプトでは大規模な反政府デモが起き、それを支持する形をとって軍が大統領を拘束し、退陣させて新たな暫定政権を作らせた。正当な選挙により選ばれた大統領を強制的に退陣させた一連の動きは、軍による革命と捉えムスリム同胞団を中心とする大統領支持派は、抗議デモを行い治安部隊と激しく衝突し多数の死傷者が出た。そしてそのデモは収まることなくエジプト各地にまで広まったために、暫定政権はムスリム同胞団の幹部を拘束し、活動を禁じた。それは慈善活動は認められていた以前のムバラク時代よりも厳しい措置だった。ここにきてムスリム同胞団の描くウンマの建設はとん挫してしまったといわざるを得ない。軍による革命は、ムルシ政権の経済政策に失望した民衆の不満を利用する形で行われた側面があり、そこには少なくともムスリム同胞団主体のイスラーム政策が必ずしも全面的に支持されていなかったことを示している。ここに同じイスラーム教徒としての合意なり、価値観の共有がすでに失われているウンマの実態を見ることができ。それぞれの理想とするウンマが、異なってしまったのだろうか。同じイスラーム教徒として理解できるところをもう一度確認しあい信頼しあうところからしか理想のウンマは築き上げることはできない。ばらばらになった国民の意識を一つに纏めるにも共通のイスラーム的価値観を共有するところから始めなければいつまでも社会の混乱は続くであろう。社会の安定を実現するには、理想のウンマを目指すことでしか果たせないことを自覚することである。

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所  
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14  
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416  
ホームページURL: http://www.sri.takushoku-u.ac.jp

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成25年10月25日発行 第40号  
発行人 拓殖大学イスラーム研究所  
編集人 イスラーム研究所主任研究員  
柏原 良英

## 正統四代カリフの時代－アブーバクル（17）

### 第三章 「マディーナでのアブーバクル」

#### 「預言者と共に戦う」

##### バドルの戦い

預言者はマディーナで信仰を紐帯とする共同体建設を始め、ムハジルーン（移住者）とアンサル（援助者）の結び付きを着実に強くしていき、共同体の基盤を固めた。イスラーム教徒の勢力も充実してきた頃、聖戦許可の啓示が預言者に下った。

そして、聖遷して2年後に、マディーナのイスラーム教徒がマッカのクライシュ族に大打撃を与えたバドルの戦いが起こった。アッラーは劣勢のイスラーム教徒軍に偉大な恩恵をもたらす勝利を与え、イスラーム教徒軍の三倍の兵士を持つクライシュ族に悲惨な敗北を味わせることになった。

バドルの戦いでは、アブーバクルはサウル洞窟で一一緒に居たように、イスラーム教徒軍の後方に陣取った指揮所で預言者の側で彼の護りについていた。

預言者は血の海と化している戦場を見たとき、劣勢のイスラーム教徒軍があたかも多神教徒軍の大海に沈んでいくように思えた。預言者は殉教者として倒れていく教友一人一人を見るたびに、心を痛めていたが、戦いはより一層激しさを増した。イスラーム教徒軍の敗走の色が濃くなったとき、預言者は指揮所から出て両手を高く上げ、アッラーに祈願した。

「アッラーよ、もしあなたがこのわが軍を滅ぼされたならば、地上で今後あなたは崇拝されることはないでしょう。」

彼は祈願を続けた。

「アッラーよ、私に約束されたことを実行して下さい。アッラーよ、あなたの援助を望みます。」

預言者は肩から上着が落ちるまで、両手を高く上げ、長い間祈りを続けた。アブーバクルは彼の背後から彼をささえ、彼に上着を掛けてあげた。そして、アッラーの援助を望みながら、預言者にやさしく言った。

「アッラーの使徒様、もう十分でございましょう。主への祈願は、必ずあなたに約束されたように成就されましょう。」

アブーバクルはアッラーが必ずアッラーの宗教を勝利させることを信じて疑わなかった。そこで、預言者がこのように祈願を長く続けているのに驚きの気持ちを禁じ得なかったのである。

やがて、激しい戦いが終わり、アッラーは預言者の祈りを受け入れ、イスラーム教徒軍に大勝利をもたらした。

イスラーム教徒軍は戦利品や多くの捕虜を連れてバドルからマディーナへ戻った。クライシュ族の捕虜達は、法外な身の代金を払ったとしても、生きてマッカへ戻ることを切望した。

だが、彼らはムハンマドの厳しい処置を恐れていた。マッカ時代に、彼らがムハンマドとその仲間に行なった数々の迫害や理不尽な行為を考えると、なかなか落ち着かず不安であった。

彼らはお互いに言い合った。

「アブーバクルに頼もう。彼はクライシュ族の中で最も親類によくしていた人物であり、最も慈悲深く同情心厚い人物である。ムハンマドのもとではアブーバクルほど影響力のある人物はいないからな。」

そこで、アブーバクルに会いにいき、頼み込んだ。

「アブーバクル殿。我々には父も母も、兄弟も親類もいます。あ

なたの友に我々に慈悲をかけるように話してもらえないだろうか。そして、身の代金で我々を自由してもらえないだろうか。」

アブーバクルは彼らに良い結果になるよう、努力することを約束した。

クライシュ族の捕虜達はムハンマドの仲間の中でウマルが最も無慈悲な処置を取るであろうと恐れていたため、ウマルにもアブーバクルに頼んだように頼み込んだ。

だが、ウマルは彼らを鋭く睨み付けるだけで、何も返答をしなかった。

（次号に続く）

### 研究会報告

#### 【平成25年度第1回講演会開催】

毎年、「イスラームと食文化」をテーマに行っている講演会を6月8日（土）午後1時半より東京六本木にあるイラン料理レストラン「アラジン」で開催した。講師は、有見次郎当研究所客員教授で、イスラームの食に関するハラール（合法）、ハラーム（非合法）や食事のマナーについて講義が行われた後、参加者はイラン料理を味わいながら楽しい一時を過ごした。

#### 【平成25年度第2、3回タフスィール公開研究会開催】

今年度第2回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、7月20日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は四戸潤弥同志社大学教授でクルアーン第10章ユヌス章28～70節を解説した。また第3回目のタフスィール公開研究会が、9月21日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は遠藤利夫当研究所客員教授でクルアーン第10章ユヌス章71～109節を解説した。

#### محتويات العدد

- 1 . مقالة عن حياة الشيخ تاناكا ابيبه وعن معهد دراسات الشريعة باحث , معهد دراسات الشريعة : كاشيهارا يوشيهيدي
- 2 . مقالة عن مدى إيمان الشيخ تاناكا ابيبه مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 3 . مقال : الحقوق الإنسانية في الإسلام مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 4 . اجتماع RISEAP الخامس عشر في ماليزيا عضو لجنة الشريعة : أراني تاكأو
- 5 . الأديان والإسلام في فيتنام رئيس لجنة قسم الكيمياء : موتو أيجي
- 6 . مقال : التغيير الحاصل في الأمة الإسلامية باحث , معهد دراسات الشريعة : كاشيهارا يوشيهيدي
- 7 . مقال : الخلفاء الراشدين (17) مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 8 . أخبار المعهد: الدورتان الثانية والثالثة لدراسات التفسير (سورة يونس)